

協議事項 1

令和4年度国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿（令和5年2月1日現在）

○ 公益代表

選出区分	氏名	任期
社会福祉協議会	八木春美	令和3年4月1日から令和6年3月31日
区長会	伊藤廣	令和4年4月1日から令和6年3月31日
民生委員	佐藤佳子	令和5年1月10日から令和6年3月31日
商工会	伊藤肇章	令和3年5月26日から令和6年3月31日

○ 医療代表

選出区分	氏名	任期
医師	奥村明彦	令和3年4月1日から令和6年3月31日
医師	堀江英生	令和3年4月1日から令和6年3月31日
歯科医師	佐藤文昭	令和3年4月1日から令和6年3月31日
薬剤師	山田安夫	令和3年4月1日から令和6年3月31日

○ 被保険者代表

選出区分	氏名	任期
農業代表	伊藤均	令和3年4月1日から令和6年3月31日
農業代表	山田勝	令和3年4月1日から令和6年3月31日
商業代表	山田友子	令和3年4月1日から令和6年3月31日
福寿会代表	永井利明	令和3年4月1日から令和6年3月31日

○ 被用者保険代表

選出区分	氏名	任期
市内JA支店長代表	寺村和政	令和3年4月1日から令和6年3月31日

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

弥富市国民健康保険税条例（昭和30年弥富町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の5.8」を「100分の6.4」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「2万4,400円」を「2万7,000円」に改める。

第5条の2第1号中「2万1,000円」を「2万2,000円」に改め、同条第2号中「1万500円」を「1万1,000円」に改め、同条第3号中「1万5,750円」を「1万6,500円」に改める。

第6条中「100分の2」を「100分の2.25」に改める。

第7条の2中「8,400円」を「9,400円」に改める。

第7条の3第1号中「6,100円」を「6,400円」に改め、同条第2号中「3,050円」を「3,200円」に改め、同条第3号中「4,575円」を「4,800円」に改める。

第8条中「100分の1.49」を「100分の2.13」に改める。

第9条の2中「8,900円」を「1万1,500円」に改める。

第9条の3中「5,800円」を「6,200円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「1万7,080円」を「1万8,900円」に改め、同号イ（ア）中「1万4,700円」を「1万5,400円」に改め、同号イ（イ）中「7,350円」を「7,700円」に改め、同号イ（ウ）中「1万1,025円」を「1万1,550円」に改め、同号ウ中「5,880円」を「6,580円」に改め、同号エ（ア）中「4,270円」を「4,480円」に改め、同号エ（イ）中「2,135円」を「2,240円」に改め、同号エ（ウ）中「3,203円」を「3,360円」に改め、同号オ中「6,230円」を「8,050円」に改め、同号カ中「4,060円」を「4,340円」に改め、同項第2号ア中「1万2,200円」を「1万3,500円」に改め、同号イ（ア）中「1万500円」を「1万1,000円」に改め、同号イ（イ）中「5,250円」を「5,500円」に改め、同号イ（ウ）中「7,875円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「4,200円」を「4,700円」に改め、同号エ（ア）中「3,050円」を「3,200円」

に改め、同号エ（イ）中「1,525円」を「1,600円」に改め、同号エ（ウ）中「2,288円」を「2,400円」に改め、同号オ中「4,450円」を「5,750円」に改め、同号カ中「2,900円」を「3,100円」に改め、同項第3号ア中「4,880円」を「5,400円」に改め、同号イ（ア）中「4,200円」を「4,400円」に改め、同号イ（イ）中「2,100円」を「2,200円」に改め、同号イ（ウ）中「3,150円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「1,680円」を「1,880円」に改め、同号エ（ア）中「1,220円」を「1,280円」に改め、同号エ（イ）中「610円」を「640円」に改め、同号エ（ウ）中「915円」を「960円」に改め、同号オ中「1,780円」を「2,300円」に改め、同号カ中「1,160円」を「1,240円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,660円」を「4,050円」に改め、同号イ中「6,100円」を「6,750円」に改め、同号ウ中「9,760円」を「1万800円」に改め、同号エ中「1万2,200円」を「1万3,500円」に改め、同項第2号ア中「1,260円」を「1,410円」に改め、同号イ中「2,100円」を「2,350円」に改め、同号ウ中「3,360円」を「3,760円」に改め、同号エ中「4,200円」を「4,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 国民健康保険加入者の医療費等で必要となる費用を確保するため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を改定することとした。また、事業計画に基づき資産割を廃止した。

・基礎課税額

	現 行	改正案
所 得 割	5. 8 %	6. 4 0 %
資 産 割	8 %	0 %
均 等 割	2 4, 4 0 0 円	2 7, 0 0 0 円
平 等 割	2 1, 0 0 0 円	2 2, 0 0 0 円

・後期高齢者支援金等課税額

	現 行	改正案
所 得 割	2. 0 %	2. 2 5 %
資 産 割	—	—
均 等 割	8, 4 0 0 円	9, 4 0 0 円
平 等 割	6, 1 0 0 円	6, 4 0 0 円

・介護納付金課税額

	現 行	改正案
所 得 割	1. 4 9 %	2. 1 3 %
資 産 割	—	—
均 等 割	8, 9 0 0 円	1 1, 5 0 0 円
平 等 割	5, 8 0 0 円	6, 2 0 0 円

- 2 1の税率改定に伴い、低所得者軽減及び未就学児均等割軽減の額を改定することとした。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

弥富市国民健康保険条例の一部を改正する条例

弥富市国民健康保険条例（昭和34年弥富町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円を」を「48万8,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前例による。

弥富市国民健康保険条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 出産育児一時金の本体を40万8,000円から48万8,000円に引き上げるとともに、産科医療補償制度の掛金1万2,000円を加えた支給総額を42万円から50万円に引きあげることとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行し、令和5年3月31日以前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によることとした。

協議事項5

令和5年度 国民健康保険特別会計概算要求のあらまし

歳入	款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
	1	国民健康保険税	911,354	901,647	△ 9,707	98.93
	2	国庫支出金	1	1	0	100.00
	4	県支出金	2,582,414	2,626,793	44,379	101.72
	5	財産収入	96	5	△ 91	5.21
	6	繰入金	309,500	329,426	19,926	106.44
	7	繰越金	1	30,850	30,849	3,085,000.00
	8	諸収入	25,603	22,957	△ 2,646	89.67
	9	市町村債	1	1	0	100.00
	歳入予算総額		3,828,970	3,911,680	82,710	102.16

歳出	款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
	1	総務費	28,459	23,998	△ 4,461	84.32
	2	保険給付費	2,548,933	2,580,781	31,848	101.25
	3	国民健康保険事業費納付金	1,201,320	1,257,123	55,803	104.65
	4	財政安定化基金拠出金	1	1	0	100.00
	5	保健事業費	44,647	44,475	△ 172	99.61
	6	基金積立金	96	6	△ 90	6.25
	7	公債費	1	1	0	100.00
	8	諸支出金	5,491	5,294	△ 197	96.41
	9	予備費	22	1	△ 21	4.55
	歳出予算総額		3,828,970	3,911,680	82,710	102.16

令和5年度 国民健康保険特別会計歳出の主なあらまし

2款 保険給付費 1項 療養諸費

目	事業名	予算額 (千円)	事業内容
1 一般被保険者療養給付費	一般被保険者療養給付費支給事務	2,250,058	疾病・負傷に対して保険医療機関等で、診療・薬剤又は治療の材料の支給・処置・手術・その他の治療を受けたときの自己負担分を除いた額を支給する。
3 一般被保険療養費	一般被保険者療養費支給事務	25,622	療養の給付を行うことが困難であると保険者が認めるとき、緊急その他やむを得ない理由で保険医療機関以外で診療を受けたとき、医師の同意を得て、あんま、はり、灸、柔道整復師の施術を受けたとき又は医師が必要と認めた治療用補装具を装着したとき（コルセット等）の自己負担分を除いた額を支給する。
5 審査支払手数料	審査手数料支払事務	8,400	愛知県国民健康保険団体連合会（診療報酬審査委員会）へ委託をし、診療報酬請求内容を審査してもらうための手数料。

2款 保険給付費 2項 高額療養費

目	事業名	予算額 (千円)	事業内容
1 一般被保険者高額療養費	一般被保険者高額療養費支給事務	276,280	療養の給付についての一部負担金の額が自己負担限度額を超える場合等にその超える額の全額を支給する。一部負担金の額は、被保険者ごとに、暦月を単位とし、原則として病院、診療所、薬局ごとに算定される。

2款 保険給付費 4項 出産育児諸費

目	事業名	予算額 (千円)	事業内容
1 出産育児一時金	出産育児一時金支給事務	14,700	被保険者が分娩したとき当該世帯主に支給する。支給額42万円（1人の出産につき）

3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付分

目	事業名	予算額 (千円)	事業内容
1 一般被保険者医療給付費分	一般被保険者医療給付費分支払事務	851,042 (866,315)	県が保険給付費の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、医療費水準及び所得水準に応じて各市町村に納付金を割当てられた額を県に支払う。
2 退職被保険者等医療費給付費分	退職被保険者等医療費給付費分支払事務	239	

3 款 国民健康保険事業費納付金 2 項 後期高齢者支援金等分

目	事業名	予算額 (千円)	事業内容
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	一般被保険者後期高齢者支援金等分支払事務	295,308 (292,113)	県が後期高齢者支援金等（後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金）の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、所得水準に応じて各市町村に割当てられた額を県に支払う。

3 款 国民健康保険事業費納付金 3 項 介護納付金分

目	事業名	予算額 (千円)	事業内容
1 介護納付金分	介護納付金分支払事務	110,533 (106,496)	県が介護納付金の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、所得水準（40から64歳の被保険者）に応じて各市町村に割当てられた額を県に支払う。

5 款 保健事業費 1 項 特定健康診査等事業費

目	事業名	予算額 (千円)	事業内容
1 特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業	38,297	40歳から74歳までの被保険者に対して内臓脂肪症候群及びその予備軍を特定するために健診事業を委託する。平成30年度から全対象被保険者の自己負担額を無料にし受診率の向上を図る。 健診内容 問診、身体測定、理学的検査、血圧検査、尿検査、血液検査、心電図、医師の判断による追加項目として眼底検査

令和 4 年度 国民健康保険事業報告

1. 受付業務 取得（加入）者数 1, 384人
喪失者数 1, 623人 等（4年12月末現在）
2. 賦課管理 年6回納税通知書の送付、収納管理等
3. 資格管理 保険証に関する資格管理（発行、再交付、短期証、高齢受給者証等）
4. 給付業務 療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金葬祭費等の給付業務（1,787,250,587円）（12月末現在）
5. 健診事業 特定健診に関する事業（28,870,233円）（12月末現在）
6. 広報事業 広報やとみへ国保制度等周知記事の掲載、市ホームページの国保コーナーの更新
7. 保健事業 医療費通知年6回、医療費差額通知年2回
8. その他事業 糖尿病性腎症重症化予防事業
検診結果による重症化予防事業

令和4年度 国民健康保険特別会計現状報告表

NO	名称	3年12月末現在	4年12月末現在	対前年度比
1	国民健康保険加入世帯数	5,070 世帯	4,926 世帯	97.16 %
2	国民健康保険加入者数	8,185 人	7,819 人	95.53
5	介護保険2号被保険者数	2,655 人	2,591 人	97.59
6	国民健康保険取得（加入）者数	1,392 人	1,384 人	99.43
7	国民健康保険喪失者数	1,503 人	1,623 人	107.98
8	国民健康保険税収入	644,242,032 円	635,611,298 円	98.66
11	保険給付費 (療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費等)	1,779,782,697 円	1,787,250,587 円	100.42
12	(内 療養給付費)	1,545,170,501 円	1,555,817,824 円	100.69
13	(内 療養費)	18,757,023 円	16,555,001 円	88.26
14	(内 高額療養費)	201,081,724 円	198,383,972 円	98.66
15	国民健康保険事業費納付金	767,747,950 円	772,275,785 円	100.59
16	特定健診等事業費	28,749,746 円	28,870,233 円	100.42
17	12月末現在歳出総額	2,604,562,696 円	2,609,843,032 円	100.20

国民健康保険制度の改正内容

1 保険基盤安定制度の拡充

国保税の軽減は、所得に応じて応益分を7割・5割・2割軽減する仕組みです。

物価上昇の影響で応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、世帯人数に乘じる額を調整します。令和5年度税制改正大綱に盛り込まれ、関連する地方税法施行令が令和5年3月末頃改正される予定です。

〔低所得者の世帯に対する軽減〕

以下に該当する世帯は、均等割と平等割がそれぞれの割合で減額されます。

区 分	基準となる判定所得金額	
均等割と平等割の7割を軽減	改正なし	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数(※1) - 1)
均等割と平等割の5割を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数 - 1) +28.5万円 × 被保険者数
	改正後	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数 - 1) +29万円 × 被保険者数
均等割と平等割の2割を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数 - 1) +52万円 × 被保険者数
	改正後	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数 - 1) +53.5万円 × 被保険者数

※1 給与所得者等の数

一定の給与所得者(給与収入55万超)と公的年金等に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上)) 公的年金等に係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円となるよう読み替え。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれない。

※2 被保険者数

同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療制度になった者を含む。

2 課税限度額の変更

102万円 ⇒ 104万円

基礎課税分（医療分）・・・65万円（変更なし）

後期高齢者支援金等分・・・20万円 ⇒ 22万円

介護納付金分・・・17万円（変更なし）

国民健康保険税の課税限度額（※1）については、地方税法施行令で規定されています。

令和5年度税制改正大綱に課税限度額の改正が盛り込まれており、毎年引き上げられていましたが、令和4年度に引き続き引き上げとなります。高額所得者の限度額を増やし、中間所得者の負担緩和を図る狙いがあります。関連する地方税法施行令が令和5年3月末頃改正される予定です。

改正の内容は、令和4年度には、基礎課税分（※2）65万円、後期高齢者支援金等分（※3）20万円、介護納付金分（※4）17万円の合計102万円に設定されていますが、令和5年度には、基礎課税分（医療分）は据え置きで65万円、後期高齢者支援金等分を2万円引き上げて22万円、介護納付分は据え置きで17万円とし、合計2万円引き上げます。基礎課税分、後期高齢者支援金等分および介護納付金分と合わせて104万円となります。

※1 課税限度額とは、世帯に課税される上限の金額のこと。

※2 基礎課税分とは、国保被保険者の医療給付費等に充てられる費用についての保険税で、全ての被保険者が対象。

※3 後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療制度の被保険者にかかる医療給付費を支援するための保険税で、全ての被保険者が対象。

※4 介護納付金分とは、国保加入者のうち、40歳以上65歳未満（介護保険の第2号被保険者という。）の介護保険料相当分としてかかる保険税。